

政策目標 5 - 3 正誤表 (訂正箇所は下線部分)

(訂正日: 令和 7 年 6 月 30 日)

ページ	正	誤																																				
198~ 199	<p>政 5 - 3 - 1 に係る参考情報</p> <p>参考指標 5 : 保税業務検査等における非違発見件数及び処分件数 (単位: 件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務年度 (7 ~ 6 月)</th> <th>令和元年度</th> <th>2 年度</th> <th>3 年度</th> <th>4 年度</th> <th>5 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非違発見件数</td> <td>52</td> <td><u>79</u></td> <td>53</td> <td><u>53</u></td> <td>N. A.</td> </tr> <tr> <td>処分件数</td> <td>1</td> <td><u>10</u></td> <td><u>0</u></td> <td>2</td> <td>N. A.</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所) 関税局監視課調 (注 1) 非違発見件数: 保税蔵置場等に対する検査等を行った結果、保税蔵置場等の業務について記帳義務違反などの関税法の規定に違反する行為 (非違) を発見した件数。 (注 2) 処分件数: 非違のあったもののうち、その非違の程度 (回数、実行行為者等) によって保税蔵置場に外国貨物を搬入することの停止又は保税蔵置場の許可の取消しなどの行政処分を行った件数。 (注 3) 令和 5 年度 (事務年度) 実績値は、令和 6 年 11 月以降にデータの集計が終了するため、令和 6 年度実績評価書に掲載予定。</p>	事務年度 (7 ~ 6 月)	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	非違発見件数	52	<u>79</u>	53	<u>53</u>	N. A.	処分件数	1	<u>10</u>	<u>0</u>	2	N. A.	<p>政 5 - 3 - 1 に係る参考情報</p> <p>参考指標 5 : 保税業務検査等における非違発見件数及び処分件数 (単位: 件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務年度 (7 ~ 6 月)</th> <th>令和元年度</th> <th>2 年度</th> <th>3 年度</th> <th>4 年度</th> <th>5 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非違発見件数</td> <td>52</td> <td><u>75</u></td> <td>53</td> <td><u>50</u></td> <td>N. A.</td> </tr> <tr> <td>処分件数</td> <td>1</td> <td><u>0</u></td> <td><u>9</u></td> <td>2</td> <td>N. A.</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所) 関税局監視課調 (注 1) 非違発見件数: 保税蔵置場等に対する検査等を行った結果、保税蔵置場等の業務について記帳義務違反などの関税法の規定に違反する行為 (非違) を発見した件数。 (注 2) 処分件数: 非違のあったもののうち、その非違の程度 (回数、実行行為者等) によって保税蔵置場に外国貨物を搬入することの停止又は保税蔵置場の許可の取消しなどの行政処分を行った件数。 (注 3) 令和 5 年度 (事務年度) 実績値は、令和 6 年 11 月以降にデータの集計が終了するため、令和 6 年度実績評価書に掲載予定。</p>	事務年度 (7 ~ 6 月)	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	非違発見件数	52	<u>75</u>	53	<u>50</u>	N. A.	処分件数	1	<u>0</u>	<u>9</u>	2	N. A.
	事務年度 (7 ~ 6 月)	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度																																
非違発見件数	52	<u>79</u>	53	<u>53</u>	N. A.																																	
処分件数	1	<u>10</u>	<u>0</u>	2	N. A.																																	
事務年度 (7 ~ 6 月)	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度																																	
非違発見件数	52	<u>75</u>	53	<u>50</u>	N. A.																																	
処分件数	1	<u>0</u>	<u>9</u>	2	N. A.																																	

201	政5-3-2に係る参考情報						
	参考指標1：社会悪物品の摘発実績						
	(省略)						
	年		令和元年	2年	3年	4年	5年
	銃砲	件	-	3	1	6	1
		丁	-	3	1	7	1
	うち拳銃	件	-	3	1	6	1
		丁	-	3	1	7	1
	拳銃部品	件	-	-	1	2	1
		点	-	-	1	4	1
ワシントン条約該当物品 (輸入差止件数)	件	351	351	324	362	380	
盗難車両 (輸出申告時における摘 発件数)	件	<u>21</u>	22	11	12	16	
	点	<u>29</u>	29	12	14	31	
<small>(出所) 関税局業務課、調査課調 (注1) 令和元年は、平成31年1月から令和元年12月を示す。以下同じ。 (注2) 税関が摘発した密輸事犯のほか、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。 (注3) 覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計を示す。 (注4) 大麻樹脂等は、大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品の合計を示す。 (注5) MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。 (注6) 端数処理のため数値が合わないことがある。 (注7) 数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。 (注8) 令和5年の数値は速報値である。</small>							

政5-3-2に係る参考情報						
参考指標1：社会悪物品の摘発実績						
(省略)						
年		令和元年	2年	3年	4年	5年
銃砲	件	-	3	1	6	1
	丁	-	3	1	7	1
うち拳銃	件	-	3	1	6	1
	丁	-	3	1	7	1
拳銃部品	件	-	-	1	2	1
	点	-	-	1	4	1
ワシントン条約該当物品 (輸入差止件数)	件	351	351	324	362	380
盗難車両 (輸出申告時における摘 発件数)	件	<u>22</u>	22	11	12	16
	点	<u>30</u>	29	12	14	31
<small>(出所) 関税局業務課、調査課調 (注1) 令和元年は、平成31年1月から令和元年12月を示す。以下同じ。 (注2) 税関が摘発した密輸事犯のほか、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。 (注3) 覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計を示す。 (注4) 大麻樹脂等は、大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品の合計を示す。 (注5) MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。 (注6) 端数処理のため数値が合わないことがある。 (注7) 数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。 (注8) 令和5年の数値は速報値である。</small>						

203	政策目標5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止					
	政5-3-2に係る参考情報					
	参考指標5：知的財産侵害物品の差止実績 (単位：件)					
	年	令和元年	2年	3年	4年	5年
	輸入差止件数	23,934	30,305	28,270	<u>26,942</u>	31,666
<small>(出所) 関税局業務課調</small>						

政策目標5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止					
政5-3-2に係る参考情報					
参考指標5：知的財産侵害物品の差止実績 (単位：件)					
年	令和元年	2年	3年	4年	5年
輸入差止件数	23,934	30,305	28,270	<u>26,492</u>	31,666
<small>(出所) 関税局業務課調</small>					

203	政5-3-2に係る参考情報					
	参考指標7：テロ関連研修の開催実績 (単位：件)					
	年	令和元年	2年	3年	4年	5年
	実施件数	83	48	103	159	<u>171</u>
	<small>(出所) 関税局監視課、業務課、調査課調</small>					

政5-3-2に係る参考情報					
参考指標7：テロ関連研修の開催実績 (単位：件)					
年	令和元年	2年	3年	4年	5年
実施件数	83	48	103	159	<u>169</u>
<small>(出所) 関税局監視課、業務課、調査課調</small>					

203

政5-3-2に係る参考情報

参考指標9：関係機関との連携・情報収集の実績 (単位：件)

年 度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
国内関係機関からの情報入手件数	265	258	292	244	250
密輸情報ダイヤルへの情報提供件数	296	251	243	364	424
国内関係機関との合同取締・犯則調査件数	5,670	823	966	2,151	3,611

(出所) 関税局監視課、調査課調

(注1) 国内関係機関からの情報入手件数については、国内の関係機関（警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、入国管理局等）から入手した社会悪物品等の密輸に関する個別情報（国内で摘発した密輸事件についての通報（文書か否かを問わない）を受けたものを含む。）の件数。

(注2) 密輸情報ダイヤルへの情報提供件数については、各税関に設置されている密輸情報提供のためのフリーダイヤルへの民間からの情報提供件数。

(注3) 国内関係機関との合同取締・犯則調査件数については、国内関係機関（警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、入国管理局等）と合同で取締りを行った件数及び社会悪物品等密輸事件を共同で犯則調査した件数。

203

政5-3-2に係る参考情報

参考指標9：関係機関との連携・情報収集の実績 (単位：件)

年 度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
国内関係機関からの情報入手件数	265	258	292	244	250
密輸情報ダイヤルへの情報提供件数	296	251	243	369	424
国内関係機関との合同取締・犯則調査件数	5,670	823	966	2,151	3,611

(出所) 関税局監視課、調査課調

(注1) 国内関係機関からの情報入手件数については、国内の関係機関（警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、入国管理局等）から入手した社会悪物品等の密輸に関する個別情報（国内で摘発した密輸事件についての通報（文書か否かを問わない）を受けたものを含む。）の件数。

(注2) 密輸情報ダイヤルへの情報提供件数については、各税関に設置されている密輸情報提供のためのフリーダイヤルへの民間からの情報提供件数。

(注3) 国内関係機関との合同取締・犯則調査件数については、国内関係機関（警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、入国管理局等）と合同で取締りを行った件数及び社会悪物品等密輸事件を共同で犯則調査した件数。

205

政策目標5-3：関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

政5-3-3に係る参考情報

参考指標1：AEO事業者新規承認数 (単位：件)

事務年度 (7～6月)	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
承認数	14	19	17	23	11

(出所) 関税局業務課調

(注) 令和5事務年度の数值は令和6年4月1日時点の数值。

205

政策目標5-3：関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

政5-3-3に係る参考情報

参考指標1：AEO事業者新規承認数 (単位：件)

事務年度 (7～6月)	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
承認数	14	19	14	23	11

(出所) 関税局業務課調

(注) 令和5事務年度の数值は令和6年4月1日時点の数值。

210

政5-3-5に係る参考情報

参考指標1：税関相談制度の運用状況（相談処理件数） (単位：件)

年	令和元年	2年	3年	4年	5年
処理件数	186,695	174,336	166,951	177,053	187,177

(出所) 関税局業務課調

(注) 税関相談官が税関相談を受け付けた件数。

210

政5-3-5に係る参考情報

参考指標1：税関相談制度の運用状況（相談処理件数） (単位：件)

年 度	令和元年	2年	3年	4年	5年
処理件数	186,695	174,336	166,950	177,053	187,177

(出所) 関税局業務課調

(注) 税関相談官が税関相談を受け付けた件数。